

資料 1

令和 7 年度デジタル技術活用人材育成事業業務

企画提案実施要領

令和 7 年 5 月

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

本要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度デジタル技術活用人材育成事業業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 「令和7年度デジタル技術活用人材育成事業業務」一式
- (2) 業務の仕様等 「令和7年度デジタル技術活用人材育成事業業務仕様書」のとおりとする。ただし、受託者と県との協議により変更する場合がある。
- (3) 履行期間 委託契約締結の日から令和8年1月31日まで
- (4) 委託料の上限額 2,149千円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、上限額での契約を保証するものではないこと。

3 プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 プロポーザル手続き等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体又は民間企業の職員を対象とした研修の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。

(10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室（岩手県庁2階）

電 話 019-629-5551 F A X 019-629-5569

電子メールアドレス AB0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→県政情報→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 企画提案実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】「企画提案実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和7年5月23日（金）午後5時まで

イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより担当室宛提出する。

ウ 回答方法 受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめてホームページに掲載する。

エ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和7年5月26日（月）とする。

(4) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当室まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

(7) 【様式1-2】参加資格確認申請書

(4) 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績（パンフレット等でも可）

(7) 直近の財務諸表

イ 提出期限 令和7年5月27日（火）午後5時〔必着〕

（ア）持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に担当室に直接提出のこと。

（イ）郵送の場合は書留とし、期日までに担当室に必着のこと。

ウ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和7年6月3日（火）までに文書により通知する。

エ 留意事項

（ア）上記書類を提出期限までに提出しなかった者又はプロポーザル参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。

（イ）参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

（ウ）資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、プロポーザル参加資格を取り消すことがある。

（5）参加資格の喪失

参加者は、下記「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日まで、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

（6）企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数 6部（正本1部・副本5部）

ウ 提出期限 令和7年6月6日（金）午後5時〔必着〕

エ 提出先 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室（住所等は上記「3（1）担当室」を参照）

オ 提出方法 持参又は郵送による。

（ア）持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

（イ）郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて担当室宛の親展でウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

（ア）プロポーザル参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

（イ）一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

（ウ）業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

（エ）そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

（7）企画提案の無効

（4）のウ及びエにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記1（4）の委託料の予算額を超えた提案

オ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(8) プロポーザルへの不参加

ア プロポーザルの参加資格を認められた者が、プロポーザル参加を辞退する場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日まで〔必着〕に、【様式1-4】プロポーザル参加辞退届を担当室まで持参又は郵送により提出しなければならない(必着のこと)。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会(6月18日(水))において行う。審査は、企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、企画提案等の内容が、上記「1 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア プロポーザル参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザルに要する経費について

プロポーザルに要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

(1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限	5月23日（金）
(2) 質問事項に関する県の最終回答期限	5月26日（月）
(3) 「企画提案参加資格確認申請書」提出期限	5月27日（火）
(4) 参加資格に関する県の回答期限	6月3日（火）
(5) 「企画提案書」提出期限	6月6日（金）
(6) 企画提案選考委員会	6月18日（水）
(7) 契約締結	7月上旬（予定）